

議案第 57 号

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年四万十町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。